

官報号外 昭和三十九年六月二十五日

○第四十六回 衆議院会議録 第四十一号

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)

議事日程 第四十号
午後二時開議

第一 保険業法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 戦傷病者戦没者遺族等援護
法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官彈劾裁判所裁判員辞職の件
裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙

資産物価格審議会委員任命につき
会法第三十九条但書の規定によ
り議決を求めるの件

甘味資源審議会委員任命につき
会法第三十九条但書の規定によ
り議決を求めるの件

意を求めるの件
労働保険審査会委員任命につき同
意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同
意を求めるの件
河川法案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 保険業法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
送付)

納稅府審査組合法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第二 戰傷病者戦没者遺族等
援護法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

毒物及び劇物取締法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
送付)

保健所において執行される事業等
に伴う経理事務の合理化に関する
特別措置法(内閣提出、参議院
送付)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

教育職員免許法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)

女子教育職員の出産に際しての補
助教育職員の確保に関する法律
の一部を改正する法律案(参議
院提出)

電源開発促進法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日本電気計器検定所法案(内閣提
出)

海上衝突予防法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)

住宅地造成事業に関する法律案
(内閣提出、参議院送付)

宅地建物取引業法の一部を改正す
る法律案(野田卯一君外三十名
提出)

での長雨等についての天災によ
る被害農林漁業者等に対する資
金の融通に関する暫定措置法の
適用の特例に関する法律案(内
閣提出)

地方行政委員会、法務委員会、大
蔵委員会、文教委員会、農林水
産委員会、運輸委員会、通信委
員会、建設委員会、予算委員会、決
算委員会、調査委員会、科
研委員会並びに公職選挙法改
正に関する調査特別委員会、科
学技術振興対策特別委員会、石
炭対策特別委員会、オリエンピ
ク東京大会準備促進特別委員会
及び災害対策特別委員会におい
て各委員会から申出のあつた案
件について閉会中審査するの件
(議長発議)

○副議長(田中伊三次君) これより会
議を開きます。

○副議長(田中伊三次君) おはかりい
たします。裁判官彈劾裁判所裁判員辞職の件
君から、裁判員を辞職いたしたいとの
申し出があります。右申し出を許可す
るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(田中伊三次君) 御異議なし
と認めます。よって、許可するに決し
ました。

○副議長(田中伊三次君) 御異議なし
と認めます。よって、そのとおり決
しました。

○副議長(田中伊三次君) 文化財保護委員会委員任命につき
同意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) 労働保険審査会委員任命につき同
意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) 財保険審査会委員会に伊藤京逸君、木村
清司君、三川克巳君を任命したいの
で、それぞれ本院の同意を得たいとの
申し出があります。右申し出のとおり
同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(田中伊三次君) 御異議なし
と認めます。よって、同意を与えると
に決しました。

○副議長(田中伊三次君) 公安審査委員会委員任命につき同
意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) 次に、公安
審査委員会委員に櫻田武君を任命した
ので、本院の同意を得たいとの申し
出があります。右申し出のとおり同意

○副議長(田中伊三次君) おはかりい
たします。

内閣から、資産物価格審議会委員に
本院議員東海林稔君を、甘味資源審議
会委員に本院議員堀本宜実君を任命する
ため、それぞれ国会法第三十九条但書
の規定により本院の議決を得たいとの
申し出があります。右申し出のとおり
決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(田中伊三次君) 御異議なし
と認めます。よって、そのとおり決
しました。

○副議長(田中伊三次君) 資産物価格審議会委員任命につき同
意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) 番和君を指名いたします。

○副議長(田中伊三次君) 議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に
同意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) 同意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) 次に、公安
審査委員会委員に櫻田武君を任命した
ので、本院の同意を得たいとの申し
出があります。右申し出のとおり同意

を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。

よつて、同意を与えるに決しました。

○副議長(田中伊三次君) 河川法案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(田中伊三次君) おはかりい

たします。

参議院から、内閣提出、河川法案が回付されておりました。この際、議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

河川法案の参議院回付案を議題といたします。

官報(号外)

2 河川の流水は、私権の目的となることがで
きない。

河川の流水は、私権の目的となることがで
きない。

(河川区域)

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいり。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈していいる土地を除く。)の区域

二 河川管理施設の敷地である土地の区域

三 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地)○及び政令で定める区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域

河川管理者は、前項第三号の区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

河川管理者は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域又は漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をします。

河川管理者は、港湾管理者又は農林大臣に協議しなければならない。

(河川管理の原則)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるよう適正に行なわれなければならぬ。

(工事実施基本計画)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量

その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項

(以下「工事実施基本計画」といふ。)を定めておかなければならぬ。

い。

工事実施基本計画は、水害発生の状況並びに水資源の利用の現況及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定める準則に従い、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるよう定められなければならない。

河川管理者は、工事実施基本計画を定めるに当つては、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならぬ。

河川管理者は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならぬ。

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一とともに、内閣提出、参議院送付、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(田中伊三次君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せらなければならぬ。

河川管理者は、工事実施基本計画を定めるに当つては、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

建設大臣は、工事実施基本計画と認めます。よつて、日程は追加せらなければならぬ。

河川管理者は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならぬ。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 保険会社は其ノ所有スル取引所ノ相場アル株式ノ時価ガ其ノ取得価額ヲ超ユル場合ニ於テハ商法第二百八十五条规定(第六十七条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該株式ニ付取得価額ヲ超エ時価ヲ超エザル価額ヲ附スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル評価換算因リ計上シタル利益ハ之ヲハ商法第二百八十五条规定(第六十七条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ同項ノ準備金トシテ積立ツベキ利益ヲ除ク)」を加える。

命令ヲ以テ定ムル保険契約者ノ為ノ準備金トシテ積立ツルコトヲ要する。

第八十六条及び第八十七条中「利益」の下に「(第八十四条第二項ノ規定ニ依リ同項ノ準備金トシテ積立ツベキ利益ヲ除ク)」を加える。

第八十六条及び第八十七条中「第五条」の下に「(第八十四条第二項)」を加える。

第十条の二 第三条、第七条及び第九条の規定は、納稅貯蓄組合の連合体（その連合体を含む。）で、會員の指導及び育成に関する事務、會員の行なう事務についての連絡及び調整に関する事務その他納稅貯蓄組合の健全な発達を圖るため必要な事務を行なうことの目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公

これらに」に改め、同条第二項中「納稅貯蓄組合」の下に「又は納稅貯蓄組合連合会」を加える。
第十三条中「納稅貯蓄組合」の下に、「又は納稅貯蓄組合連合会」を加え、「組合の」を「当該組合又は連合会の」に改める。

第十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第三条」及び「第七条」の下に「(第十条の二)において

保険業法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
〔本号末尾に掲載〕

納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
〔会議録追録に掲載〕

がえにより計上する利益を契約者のための準備金に積み立てる場合に限り、時価までの評価益を計上することができるものといたします。
以上がこの法律案の内容であります
が、本案は、参議院先議の後、本委員会においては、生命保険協会会長弘世君より参考人としての意見を聴取する等、慎重審議をいたしました。おもな

次に、納稅貯蓄組合法の一節を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、納稅貯蓄組合制度は、納稅資金の貯蓄を助成し、もつて租税の円滑な納付に資するため、昭和二十六年に法制化されたものであります。この法律案は、さらに本制度の一そうの健全な普及発達をはかるうとするものでありますて、おもなる改正の内容は次のとおりであります。

納稅時審査組合法の一部を改正する法律
（昭和二十六年法第百四十五号）の一部を次のよう
に改正する。
第一条中「組合」の下に「及びその
連合体」を加える。
第二条第一項中「地域」の下に「
職域」を加え、同条第二項中「無尽会
社」を「商工組合中央金庫」に改める。
第八条第一項中「五万円」を「十万
円」に改める。
第十条の次に次の二条を加える。
（内税税務組合連合会）

出を受けた税務署長及び地方公共団体の長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該運営会若しくはその直轄若しくは間接の構成員たる納稅財務組合連合会、納稅貯蓄組合若しくはその組合員に対しても質問し、又は所属の職員をしてその質問をさせることができる。

合連合会又はこれに類似する名称を用いている団体は、この法律の施行の日以後一月間に限り、改正後施行の納税貯蓄組合法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法第十条の二に規定する届出をしないで、納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いることができる。

するものであります。すなはち、第一に、相互会社たる保険会社についても、株式会社の資産の評価等に關する改正商法の規定を準用することによりまして、株式会社と相互会社との計算規定の統一をはかることにいたしております。

第二に、保険事業の相互扶助的特質に照らしまして、契約者の利益の確保と増進をはかる見地から、取引所の相場のある株式の評価に關し商法の特則を設けまして、株式会社、相互会社ともに上場大至の認可を受け、かつ、評

わが国のよきな地震保険においては、地震に伴う火災損害について保険金支払ができないのは保険制度上問題である。
さしあたり今回の地震災害に対しでは損保各社よりなんらかの措置を講ぜしめるよう指導を行ない、さらに既に実施している原子力保険の制度も勘案し、速やかに地震保険等の制度の確立を根本的に検討し、天災とともにるべきわが国の損害保険制度の一層の整備充実をはかるべきである。

範囲内で別に附した価額があるときは、その価額をもつて、同年四月一日に取得し、又は製作したものとみなす。

納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

「納稅貯蓄組合連合会」という。について準用する。この場合において、第七条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読み替えるものとする。

第十一條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十一一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

○山中貞則君登壇
〔山中貞則君登壇〕
会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
初めに、保険業法の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法律案は、昭和三十七年の商法の一部改正によりまして株式会社の資産の評価につき、従来の時価以下主張主義を原則として原価主義に改める等の改正が行なわれました結果、株式会社たる保険会社と相互会社たる保険会社との間に、会社計算の規定に関する差異を生ずることとなりましたので、こ

る論議の内容は、株式会社制度と相互会社制度の優劣、相互会社の総代の選出方法の民主化、保険審議会の構成、外務員制度の改善等、保険会社経営の各般にわたるものであります。その詳細は会議録に譲ることとして省略いたします。

範囲内で別に附した価額があるときは、その価額をもつて、同年四月一日に取得し、又は製作したものとみなす。

共団体の長に届け出たもの（以下「納税財團組合連合会」という。）について準用する。この場合において、第七条中「その組合員又は自らの組合員」とあるより、「そ

準用する場合を含む。」を加え、「同条第三号中「第十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

○山中貞則君答
〔山中貞則君答〕

論議の内容は、株式会社制度と相互会社制度の優劣、相互会社の総代の選出方法の民主化、保険審議会の構成、外務員制度の改善等、保険会社経営の

山中貞則君登壇

卷之三

る論議の内容は、株式会社制度と相互

第十六条第一項の規定にかかる
ず、なお従前の例による。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律による旧軍人等の遣族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第百七十七号」）

という。) 第二条第一項の規定の改正により遺族年金を受ける権利を有する二至三者に限る。

を有するに至った者は國しこの法律による改正後の法律第百七十七号を適用する場合においては、

同法第二条第四項中「昭和三十二年一月」とあるのは、「昭和三十九年十月」とする。

2 この法律による改正後の法律第百七十七号に基づき給されることとなる扶助料の給与は、昭和三十

九年十月から始めるものとする。

に規定する場合の手取料を受ける者で、この法律による改正後の法律第百七十七号第三条の規定に基

「扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十九年十一月分以降、その扶助料を同条第二

（戦傷病者戦没者道族等援護法等）
項の規定により計算して得た年額
の扶助料に改定する。

の一部を改正する法律の一部改正
に伴う経過措置

第一回 この法律は、改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十七年

法律第二百十五号)附則第六項及び附則第九項の規定の適用を受けていた者の遺族年金及び留守家族手当の額につゝては、昭和三十九年

る。これが、この法律案を提出する理由である。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において否決した。

する。

衆議院議長船田中殿

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

年法律第三百三号) の一部を次のように改正する。

(販売業の登録の種類)

卷之三

二 機業用品販売業の登録 三 特定品目販売業の登録

第四条の三 農業用品目販売業の登

物又は劇物であつて厚生省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販

授与の目的で貯蔵し、運搬し、若

者は、厚生省令で定める毒物又は

劇物以外の毒物又は劇物を販売

昭和三十九年六月二十五日 民議院会議録第四十一号 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外二案

2 前項の規定に基づく政令が制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなつた者は、その政令の施行の日から三十日以内に、同項の例により同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 前二項の規定により届け出した者は、当該事業場におけるその事業を廃止したとき、当該事業場において第一項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないとことなつたとき、又は同項各号に掲げる事項を変更したときは、その旨を当該事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条、第八条、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十六条の二、第十七条並びに第十九条第三項の規定は、第一項に規定する者(第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。

5 第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十六条の二並びに第七条の規定は、厚生省令を制定する者(第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。

6 厚生大臣又は都道府県知事は、第十二条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

7 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する者が第四項で準用する第七条若しくは第十二条の規

定若しくは同項で準用する第十九条第三項の処分に違反していると認めると、又は前項に規定する者が同項で準用する第十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

7 第二十条の規定は、厚生大臣又は都道府県知事が第四項で準用する第十九条第三項の処分又は前項の処分をしようとする場合に準用する。

第二十三条第一項第七号を削り、同条第二項中「第五号及び第七号」を「及び第五号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号(経過措置)を加える。

第二十三条の二 この法律の規定に基づき政令又は厚生省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二十四条の二中「中「第二項」を「第四号」と改め、同条第二号中「第二項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第六号中「第三項」を「第四項」に改める。

定若しくは同項で準用する第十九条第三項の処分に違反していると認めると、又は前項に規定する者が同項で準用する第十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第二十四条の二中「第二項」を「第四号」と改める。

第二十五条第一項を「第二十二条第四項及び第五項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第二十二号」とし、同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号(経過措置)を加える。

第二十六条の二(第二十二条第四項及び第五項)に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の二号(経過措置)を加える。

第二十七条 硫化矽

九 ジエチルパラニトロフェニルオノ

十 ジニトロクロレゾール

十一 二・四・ジニトロ-六-(一メチルプロピル)-1-フルノール

十二 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)

十三 ジメチル-(ジエチルアミド)-1-クロロクロロトニル

十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルバラチオン)

十五 水銀

十六 セレン

十七 チオセミカルバジド

十八 テトラエチルビロホスフェイト(別名TEPP)

十九 ニコチン

二十 ニッケルカルボニル

二十一 硼酸

二十二 异化水素

二十三 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンジメタミド(別名シユラーダン)

二十四 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンドジオキサチエビンオキサイド

二十五 クラーレ

二十六 クロルエチル

二十七 クロルスルホン酸

二十六 モノフルオール酢酸アミド

二十七 硫化矽

二十八 前各号に掲げる物のはか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

二十七 硫化矽

二十八 前各号に掲げる物のはか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

二十九 ジエチルパラニトロフェニルオノ

三十 クリルニトリル

三十一 アクロレイン

三十二 アニリン

三十三 アンモニア

三十四 オホスホエイド

三十五 ルビリミジル-1-六-(ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジルバラチオン))

三十六 ノン

三十七 エチル-1-N-(ジエチルジオホスホリールアセチル)

三十八 オホスホリールアセチル

三十九 エチレンクロルヒドリン

四十 エチル-1-N-(ジエチルジオホスホリールアセチル)

四十一 過酸化水素

四十二 過酸化尿素

四十三 カリウム

四十四 カリウムナトリウム合金

四十五 クレゾール

四十六 クロルエチル

四十七 クロルスルホン酸

二十九 ジエチルパラニトロフェニルオノ

三十 クリルニトリル

三十一 アクロレイン

三十二 アニリン

三十三 アンモニア

三十四 オホスホエイド

三十五 ルビリミジル-1-六-(ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジルバラチオン))

三十六 ノン

三十七 エチル-1-N-(ジエチルジオホスホリールアセチル)

三十八 オホスホリールアセチル

三十九 エチレンクロルヒドリン

四十 エチル-1-N-(ジエチルジオホスホリールアセチル)

四十一 過酸化水素

四十二 過酸化尿素

四十三 カリウム

四十四 カリウムナトリウム合金

四十五 クレゾール

四十六 クロルエチル

四十七 クロルスルホン酸

三 第十六条の二(第二十二条第四項及び第五項)に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の二号(経過措置)を加える。

三 第十六条の二(第二十二条第四項及び第五項)に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の二号(経過措置)を加える。

三 第二十二条第一項から第三項までに規定する届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、虚偽の届出をした者(第二十五条に次の一号を加える。

七 第二十二条第一項から第三項までに規定する届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、虚偽の届出をした者(第二十五条に次の一号を加える。

八 シアン化ナトリウム

九 ジエチルパラニトロフェニルオノ

十 ジニトロクロレゾール

十一 二・四・ジニトロ-六-(一メチルプロピル)-1-フルノール

十二 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)

十三 ジメチル-(ジエチルアミド)-1-クロロクロロトニル

十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルバラチオン)

十五 水銀

十六 セレン

十七 チオセミカルバジド

十八 テトラエチルビロホスフェイト(別名TEPP)

十九 ニコチン

二十 ニッケルカルボニル

二十一 硼酸

二十二 异化水素

二十三 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンジメタミド(別名シユラーダン)

二十四 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンドジオキサチエビンオキサイド

二十五 クラーレ

二十六 クロルエチル

二十七 クロルスルホン酸

二十九 ジエチルパラニトロフェニルオノ

三十 クリルニトリル

三十一 アクロレイン

三十二 アニリン

三十三 アンモニア

三十四 オホスホエイド

三十五 ルビリミジル-1-六-(ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジルバラチオン))

三十六 ノン

三十七 エチル-1-N-(ジエチルジオホスホリールアセチル)

三十八 オホスホリールアセチル

三十九 エチレンクロルヒドリン

四十 エチル-1-N-(ジエチルジオホスホリールアセチル)

四十一 過酸化水素

四十二 過酸化尿素

四十三 カリウム

四十四 カリウムナトリウム合金

四十五 クレゾール

四十六 クロルエチル

四十七 クロルスルホン酸

十九	クロルメチル	三十六	ジブロムクロルプロパン (別名DBCP)
二十	クロロホルム	五十二	硝酸カリウム
二十一	珪弗化水素酸	五十三	水酸化カリウム
二十二	シアン酸ナトリウム	五十四	水酸化ナトリウム
二十三	ジエチル一四一クロルフ エニルメルカプトメチルジオ ホスフェイト	五十五	スルホナール
二十四	ジエチル一(二一・四一ジ クロルフエニル)-チオホスフ エイト	五十六	テトラエチルメチレンビ ニルイソプロピルチオホスフェ イト
二十五	ジエチル一(二一・四一ジ クロルフエニル)エニルメルカ ブトメチルジオホスフエイト	五十七	トリエタノールアンモニ ウム一一・四一ジニトロ一六一 (別名チオメトン)
二十六	四塩化炭素	五十八	トリクロル酢酸
二十七	シクロヘキシミド	五十九	トリクロルヒドロキシエ ルビニルホスフェイト (別名 DDVP)
二十八	ジクロル酢酸	六十	トリチオシクロヘプタジエ ン一三・四・六・七一テトラニ トリル
二十九	ジクロルブチノ	六十一	トルイジン
三十	二・三一ジ一(ジエチルジ チオホスホロ)-パラジオキサ ン	六十二	ナトリウム
三十一	二・四一ジニトロ一六一 シクロヘキシルフエノール	六十三	ニトロベンゼン
三十二	二・四一ジニトロ一六一 (一メチルプロピル)-フエニ ルアセテート	六十四	二硫化炭素
三十三	二・四一ジニトロ一六一 メチルプロピルフエノールジメ チアルクリレート	六十五	発煙硫酸
三十四	二・二一ジビリジリウ ム一、一エチレンジプロ ミド	六十六	バラトルイレンジアミン
三十五	一・二一ジブロムエタン (別名EDB)	六十七	バラフエニレンジアミン
三十六	ジメチルメチルカルバミ エイト	六十八	ピクリン酸。ただし、爆 発薬を除く。
三十七	ジメチル硫酸	六十九	ヒドロキシルアミン
三十八	重クロム酸	七十	フエノール
三十九	硫酸	七十一	ブラストサイジンS
四十	臭素	七十二	ブロムエチル

ノナフタリン (別名デイルドリ
ン)
七十六 一・二・三・四・五・
六一ヘキサクロルシクロヘキサ
ン(別名リンデン)
七十七 ヘキサクロルヘキサヒド
ロジメタノナフタリン (別名ア
ルドリン)
七十八 ベタナフトール
七十九 一・四・五・六・七一ペ
ンタクロル一三a・四・七・
七a-テトラヒドロ一四・七一
(八・八一ジクロルメタノ)-イ
ンデン(別名ヘプタクロール)
八十 ペンタクロルフエノール
(別名PCP)
八十一 ホルムアルデヒド
八十二 無水クロム酸
八十三 メタノール
八十四 メチルスルホナール
八十五 N-メチル一ナフチ
ルカルバメート
八十六 モノクロル酢酸
八十七 沢化水素
八十八 沢素
八十九 硫酸
九十 硫酸カリウム
九十一 燐化亜鉛
九十二 ロダン酢酸エチル
九十三 ロテノン
九十四 前各号に掲げる物のほ
か、前各号に掲げる物を含有す
る製剤その他の劇性を有する物
であつて政令で定めるもの

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算
して六箇月をこえない範囲内にお
いて政令で定める日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の際に改正前
の毒物及び劇物取締法による毒物
又は劇物の販売業の登録を受けて
いる者は、次の表の上欄に定める
区別に従い、それぞれ同表の下欄
に規定する改正後の毒物及び劇物
取締法による毒物又は劇物の販売
業の登録を受けた者とみなす。

別表第三

ミド

一 オクタメチルピロホスホルア

ミド

二 四アルキル鉛

ミド

三 ジエチルバラニトロフエニル

ミド

四 ジメチルエチルメルカプトエ
チルチオホスフェイト

ミド

五 ジメチル-(ジエチルアミ
ド)-一クロルクロトニル)-
ホスフェイト

ミド

六 ジメチルバラニトロフエニル
チオホスフェイト

ミド

七 テトラエチルピロホスフェイト

ミド

八 モノフルオール酢酸

ミド

九 モノフルオール酢酸アミド

ミド

十 前各号に掲げる物を含有する製
剤その他の著しい毒性を有する
毒物であつて政令で定めるもの

ミド

十一 テトラエチルピロホスフェイト

ミド

十二 テトラエチルメルカプトエ
チルチオホスフェイト

ミド

十三 ジエチルバラニトロフエニル
チオホスフェイト

ミド

十四 ジメチル(ジメトエート)-
カルバミルメチル)-ジチオホ
スフェイト(別名ジメトエート)

ミド

十五 クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

十六 ジメチル硫酸

ミド

十七 フエノール

ミド

十八 ブラストサイジンS

ミド

十九 ブロムエチル

ミド

二十 プロムメチル

ミド

二十一 ヒドロキシルアミン

ミド

二十二 ブロムエチル

ミド

二十三 ロテノン

ミド

二十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

二十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

二十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

二十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

二十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

二十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十二 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十三 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

三十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十二 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十三 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

四十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十二 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十三 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

五十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十二 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十三 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

六十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十二 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十三 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

七十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十二 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十三 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

八十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十二 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十三 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十四 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十五 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十六 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十七 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十八 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

九十九 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

一百 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

一百一 ヘキサクロルエボキシオ
クタヒドロエンドエキソジメタ

ミド

昭和二十九年六月二十五日 行議院会議録第四十一号 戰傷病者・戰没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案外 実

農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	農業用品目販売業の登録
農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	一般販売業の登録
改正前の第八条第三項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者	改正前の第八条第三項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者	特定品目販売業の登録
改正前の第八条第五項で準用する同条第三特別措置法案	改正前の第八条第五項で準用する同条第三特別措置法案	一般毒物劇物取扱者試験
保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案	保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案	農業用品目毒物劇物取扱者試験
右の内閣提出案は本院において可決した。	右の内閣提出案は本院において可決した。	(目的)
よつて国会法第八十三条により送付	よつて国会法第八十三条により送付	第一条 この法律は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に資するため、次の各号に掲げる國の負担金及び補助金について、その率等に因する特例を設けることを目的とする。
昭和三十九年四月二十四日	昭和三十九年四月二十四日	参議院議長 舟田中殿 衆議院議長 舟田中殿

二 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第十条に規定するその他の諸費のうち政令で定める費用に対する同条の規定に基づく負担金

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第五十条第四号の二又は第五十一条第二項第二号の費用に対する同法第五十一条の規定に基づく負担金

四 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号及び第四号から第七号まで、（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第二号の規定に基づく補助金

五 その他保健所において執行される事務又は事業に要する費用に対する補助金であつて、補助率が次条第一項の規定に基づく政令で定める率と同じであるもの

次の各号に掲げる法律の規定にかかるわらず、会計年度ごとに政令で定める单一の率とする。

二 保健所法第十条

二 伝染病予防法第二十五条第一項

三 児童福祉法第五十二条

四 結核予防法第五十七条第二项

2 前項の政令で定める率は、前項第一号から第四号までに規定する費用ごとの見込額にそれぞれ前項各号に掲げる法律の規定に定める率を乗じて算出した額の合算額で除してこれらを見込額の合算額で除して得た数値を基準として定めるものとする。

(経理に関する特例)

第三条 第二条各号に掲げる負担金及び補助金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第十四条の規定による実績報告(事務又は事業の廃止に係るものと除く。)は、当該負担金又は補助金の交付の対象たる事務又は事業ごとに行なうことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、これらの負担金及び補助金として交付すべき額の総額を確定することをもつて足りるものとする。

2 第一条各号に掲げる負担金及び補助金に關する補助金等に係る予

算の執行の適正化に關する法律の適用については、當該負担金又は補助金がその交付の対象たる事務又は事業に要する費用に充てること以外の用途に使用された場合においても、その使用がこれらの負担金又は補助金の交付の対象たる事務又は事業のいずれかに要する費用に充てるためのものであるときは、當該負担金又は補助金の他の用途への使用をしたことにならないものとする。

○田口長治郎君　ただいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申上げます。

改正の第一点は、軍人軍属に対する公務傷病の範囲の拡大についてあります。現行法では、軍人または準軍人在大東亜戦争中にかかった傷病であつて、故意または重大な過失によることが明らかでないものについては、これを公務上の傷病とみなし、これらの傷病により死亡したときは、その遺族に對し遺族年金等を支給することとしたとともに、軍人または準軍人を軍属としておりますが、この範囲を、大東亜戦争のみならず日華事変までとするとともに、軍人または準軍人を軍属まで、さらに死亡のみならず傷病にまで拡大し、障害年金、遺族年金等を支給することとなります。

第二点は、日華事変以後の公務傷病に併発した傷病により退職後死亡した者、並びに戦地における勤務に服し復員後死亡した者で、一定の要件がある場合には、軍人軍属の遺族に対し遺族一時金十万円を支給することといたしました。

第三点は、旧軍人恩給の停止から戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行までの期間中に再婚し、同期間に離婚したことによる決意をいたしました。

妻等に対し、遺族年金等を支給すること等であります。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申上げます。

軍人が大東亜戦争中に勤務関連にかかる傷病により死亡した場合に支給される特例遺族年金の支給要件を、大東亜戦争後の未復員期間中の勤務関連にかかる傷病により死亡した場合にも支給することとあります。

次に、戦傷病者特別援護法の一部改正について申し上げます。

療養を中断したため療養の給付を受ける権利を失った再発患者に対して療養の給付等を行なうとともに、療養中の戦傷病者が死亡した場合に支給する葬祭費の額を五千円から六千円に増額することとし、これに関連して、未帰還者留守家族等援護法における葬祭料の戦傷病者が死亡した場合に支給する出義務を課すとともに、その事業場に毒物、劇物取り扱い責任者を置かせる等、営業者に対する規制に準じた内容の規制を加えること等であります。

第三に、法律の別表には、毒物、劇物の原体を規定することにとどめ、これらを含有する製剤及び新たに開発される原体等は政令で規定することにより、毒物及び劇物の範囲を現実に適合させる方途を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十八日本委員会にて、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、小宮山重四郎君外二名提出にかかる自由民主党、日本社会党及び民主党の三党共同の附帯決議を付すことになりました。

次に、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における毒物または劇物による事故原因にかんがみまして、毒物の改正を行なおうとするものであります。そのおもなる内容は、

第一に、毒物及び劇物の取り扱いについて、製造所及び店舗等の設備の基準をより具体的にするため、基準の内容を厚生省令で定めるとともに、毒物劇物取り扱い責任者の任務及び資格をより明確にするほか、また、毒物、劇物及びこれらの含有物が施設外に流出することによる危害の発生を防止するため必要な措置を講じさせること等であります。

第二に、シン化合物を用いてメックの戦傷病者が死亡した場合に支給する事業等に要する費用にかかる国負担金及び補助金のうち、負担率等が法律で定められているものについては、その率を会計年度ごとに政令で定める一事業等に要する費用にかかる国負担金及び補助金についての実績報告は、定期の率といたすことであります。

第一に、保健所において執行される事業等に要する費用にかかる国負担金及び補助金のうち、負担率等が法律で定められているものについては、その率を会計年度ごとに政令で定める一事業等に要する費用にかかる国負担金及び補助金についての実績報告は、定期の率といたすことであります。

第二に、保健所において執行される事業等に要する費用にかかる国負担金及び補助金についての実績報告は、定期の率といたすことを要せず、各事業等ごとに行なうことといたします。

第一に、保健所において執行される事業等に要する費用にかかる国負担金及び補助金についての実績報告は、定期の率といたすことを要せず、各事業等ごとに行なうことといたします。

第二に、保健所において執行される事業等に要する費用にかかる国負担金及び補助金についての実績報告は、定期の率といたすことを要せず、各事業等ごとに行なうことといたします。

第三に、法律の別表には、毒物、劇物の原体を規定することにとどめ、この額についても同様の改正を行なうことであります。

本案は、去る二月十八日本委員会にて、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君)　三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君)　御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正について申し上げます。

軍人が大東亜戦争中に勤務関連にかかる傷病により死亡した場合に支給される特例遺族年金の支給要件を、大東亜戦争後の未復員期間中の勤務関連にかかる傷病により死亡した場合にも支給することとあります。

次に、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)を改正する法律案について申し上げます。

○小沢辰男君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中伊三次君)　小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君)　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

託、同十七日政府より提案理由の説明を聴取した後、池田首相、福田防衛庁長官その他関係政府委員に対し、各委員より各般の角度から熱心な質疑がなされたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、本日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大出委員より、また、民主社会党を代表して受田委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、次いで、採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、三月十七日当委員会に付を聴取した後、池田首相、福田防衛庁長官その他関係政府委員に対し、各委員より各般の角度から熱心な質疑がなされたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、本日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大出委員より、また、民主社会党を代表して受田委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、次いで、採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長(田中伊三次) 計議の通告
があります。これを許します。大田俊
君。

○副議長(田中伊三次君) 計論の地質
があります。これを許します。大出俊
君。

と、第八航空團を新編し、航空團に飛行群を新設すること、予備自衛官の員数一万九千人を二万四千人に改め、さらに予備自衛官の呼称及び制服の着用について規定を整備すること、自衛隊の学校において外国人の教育訓練を行なうこと、南極観測隊に対する輸送業務を海上保安庁よりも自衛隊に移すことなどであります。

事はまさに重大であります。平和憲法第九条は、明確に戦争の放棄と軍備全廃と交戦権の否定とをきめております。かつて軍國主義はやがなりし時代においてさえも、常備兵力十五万ないしは十七万という時期があつたことを考えるときには、三十七万六千五百八十人というふれ上がつたとの数字は、もはや自衛という域をはるかに越えた軍備であり、軍隊であるといわざるを得ません。(指手)

さらにまた米国は、昨年末以来下ル防衛に伴う戦略変更を、そして有事駐留への全面的切りかえを明らかにいたしておりますが、第二次防衛力整備計画によるこの変更は、昭和四十二年ないし昭和四十六年に及ぶ第三次計画と相まって、自衛隊が次々に米軍に肩がわりしていくことを意図しております。それなるべくまことにこそ、第八航空團の新編及び航空團に飛行群を新設し、防衛庁の国防部への昇格の準備をも兼ねて、国資金提供事務を大蔵省より施設庁に移そらとするものであります。

さらによつた、予備自衛官一萬九千人を五千人ふやして、これに誇りと自尊心を保持させるために、呼称と制服の着用等の規定を整備することの提案に及んでは、まさに旧軍隊の予備役在郷軍人制度と何ら選ぶところはないのであります。

より重要なことは、自衛隊の学校で外国人を教育訓練するということになります。昭和二十六年から昭和三十六年に至るこの十年間に、厚木基地等においては、米国CIA直属と目される連合技術顧問団、すなわち、ジョインストン・テクニカリー・アドバイザー・グループ、略してJTAGというものが存在いたしまして、米軍の兵站補給の任という名に隠れて外国人に対するスペシャル訓練を与え、米国の敵国に対するスパイを送り込んでいたといふ記録があります。さらにまた、ベトナムあるいはタイ等に日本で訓練された兵隊が送られていましたといふ、まことに疑わしい記録が存在するわけであります。この改正法案は、公然とこれらのことを行なおうといふ意図にはかなりますがん。

また、南極観測の輸送業務を海上保安庁から取り上げて自衛隊に移すといふ。世間でいとしては、学術研究に対する自衛隊の協力といふ美名のもとに、非なる陰謀が隠されています。そ

の擁護に、防衛庁、文部省を非公式として、内閣委員会における海上保安庁東京本部に於て、内閣委員会による能力も、船をつくる設計や建造能力もあるのだけれども、政府の最高方針によつて決定を見たので、いたし方ないといふ答弁をいたしているわけであります。(拍手)日本と南極において、一体何の氣のつかぬ南極において、訓練をやるというのでどうか、南極観測の責任を負う日本の学術会議の方々は、この事実について御存じないでしようか。もしも南極観測のこととに便乗するということであるとすれば、書かがたいことであります。

また、六月二十日の朝日新聞朝刊の報道によると、ワシントンにて九日発UP-I共同により、十八日日發表された米下院対外活動委員会議事録で、パンディ米國務次官補(極東担当)は「われらは、月四日次のように声明をいたしておきます。まず、目的として、日本への軍備の充実の増加をはかる。そのため自衛隊の特別訓練計画を予定しています。まず、対日軍事援助資金は特別調査ジ・システム)の製作、そのうち、日本が負担の四分の一を負う。一九六年以後、対日軍事援助資金は特別調査

に計画に使う。そして日本が自衛能力も大に向かって効果的に進むよう日本本の自衛隊の訓練計画を米軍がかつてに予定しているわけあります。これは何を意味するのか。内閣委員会における私の質問に対し、防衛庁官は「日下外務省と連絡中である」と、この答弁をばかしているわけでござります。憲法調査会の答申を出させて法を改悪し、第九条を削って自衛隊化し、核兵器を持込み、徹度や紀元節を復活し、國防省を設立し、日韓会談を妥結させて東北アジア軍事同盟の主役をつとめ、米國の先をかつて外国の軍隊を訓練し、再軍國主義日本の復活をはかるのだ、そのためこそ、民主勢力を抑えるわざをなしくすしに既成事実の積み上げによって行なおうとする政府の意と平和を守るために、断固として法案に反対をし、大方の良識に訴えて、討論を終わります。(拍手)○副議長(田中伊三次君) これにて採決いたします。

討 計 会 の 安 全 改 上 國 の そ そ び あ ま な を 制 置 器 用 い て 体 會 会 長 私 憲 を 拡 大

場合 前後産後の法定期間中、その職務を補助させるため、教育職員の臨時的任用を行なうこととするものであり、その要旨は、一、国立または公立の学校に勤務する教育職員の中に実習助手を加えること、二、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することであります。

本案は、去る四月二十四日当委員会に付託となり、五月八日参議院議員北畠教真君より提案理由の説明を聴取いたしました。以来、慎重に審議を行ないましたが、その詳細につきましては、会議録によつて御承知を願います。

かくて、六月二十五日に至り、質疑を終了し、討論の通告がないため、直

本案は、去る五月八日参議院より本院に送付され、同日本委員会に付託、五月十三日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。以来、本案の内容に關し、慎重に審議をいたしましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、六月二十五日、本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決いたしました。

次に、參議院提出にかかる女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

ちに採決に入り、本案は全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

まず、教育職員免許法の一部を改正する法律案につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに付し、御異議ありませんか。

電源開発促進法の一部を改正する
法律案(内閣提出)
日本電気計器検定所法案(内閣提
出)

ちに採決に入り、本案は全会一致をもつて原案の上より可決、このまゝ

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、電源開発促進法の一部を改正する法律案、日本電気計器検定所法案、右両案を一

2 会社が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡した外貨社債（外国通貨をもつて表示する社債をいう。以下同じ）を外資に関する法律（昭和

二十五年法律第百六十三号) 第
三条に規定する外国投資家が譲り
受けたときは、当該外貨上場に係

を第六十二条第一項若しくはに改め、「債券」の下に「又は電源開発株式会社が国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基づき発行した社債」を加える。

電源開発株式会社の国際復興開発銀行からの外貨資金の借り入れの円滑化を図るため、同銀行が貸付金債権に關し先取特権を有するようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電氣計器検定所法案

右
国会に提出する。

明治三十九年三月二十日
内閣總理大臣 池田 勇人

日本電氣計器検定所法

第二章 總則（第一條—第十條）
第三章 役員及び職員（第十一條—第二十二條）

第三章 業務（第二十三條—第二十五條）

第四章 財政及び会計（第二十六条—第三十四条）

(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 検定所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が検定所を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長は、理事又は検定所の職員のうちから、検定所の從事する事務所の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十条 検定所の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一条 検定所の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は密用してはならない。

(役員等の地位)

第二十二条 検定所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十

(五号) その他の罰則の適用について

ては、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 電気測定法(明治四十三年法律第二十六号)第七条第一項(取引用電気計器の検定)の検定を行なうこと。

二 依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行なうこと。

三 電気計器に關する技術的な事項に關し、調査及び研究を行なうこと。

四 前各号の業務に附帶する業務

2 検定所は、前項の業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、通商産業大臣の認可を受けた機械設備を用いて同項の業務以外の業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十四条 検定所は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務方法書が前条第一項第一号の検定の適正な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずること

ては、法令により公務に從事する職員とみなす。

第一項第一号の検定を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遲滞なく、同号の検定を行なわなければならぬ。

第二十五条 検定所は、第二十三条第一項第一号の検定を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遲滞なく、同号の検定を行なわなければならぬ。

第二十六条 検定所は、毎事業年

度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」とい

う。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第二十七条 検定所は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を添附しなければならない。

第二十八条 検定所は、毎事業年

度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」とい

う。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第二十九条 検定所は、第二十七条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

第三十条 検定所は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときも、同様とする。

第三十一条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、前事業年度から繰り越した

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第三十二条 検定所は、次の方法によるとほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 検定所は、次の方法によるとほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

第三十四条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金と

は、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十五条 検定所は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

第三十六条 検定所は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を添附しなければならない。

第三十七条 検定所は、前項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない

金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えること

ができる。

第三十八条 検定所は、第二十七条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

第三十九条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十一条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十二条 検定所は、次の方法によるとほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(余裕金の運用)

第四十三条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十四条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十五条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十六条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十七条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十八条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

第四十九条 検定所は、毎事業年度、損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。

2 検定所は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、

算において損失を生じたときは、

前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、

は、その不足額は、繰越欠損金と

は、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(銀行への金銭信託)

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国債その他通商産業大臣の指定期間の間に受けた有価証券の保有

してはならない。

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

3 通商産業大臣は、前項の認可をしよろとするとときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、協会に対し、期間を定めて、その期間内に出資の申込みをすべき旨を通知しなければならない。

2 設立委員は、前項の出資の申込みがあつたとき（同項の期間内に出資の申込みがないときは、その期間を経過したとき）は、通商産業大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

第六条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府に対し出資の目的たる財産の給付を、同条第一項の出資の申込みがあつた場合においては協会に対し出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込み又

は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第七条 附則第三条第一項の規定による債務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条 検定所は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第九条 協会は、附則第五条第一項の出資の申込みをする場合において、電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件（明治四十四年勅令第二百九十六号）第八条第一項試験機関の指定等の規定による試験に関する業務に係る財産を出資の目的としようとするときは、設立委員に対し、通商産業省令で定める書類を添附して、当該業務の遂行に伴い協会に属するに至つた債務を検定所において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつた場合において、附則第五条第二項の規定による申請をしようとするときは、前項に規定する書類を添附してしなければならない。

3 前項に規定する場合には、通商産業大臣は、第一項の規定による申出に係る債務のうち検定所の承継すべき債務を指定して、附則第五条第二項の認可をしなければならない。

4 前項の規定による債務の指定があつた場合における協会の出資額は、出資金の額及び出資の目的た

る財産の価額の合計額から当該債務の価額を控除した残額とし、当該債務は、検定所の成立の時に検定所の成立後遅滞なく」とする。

（電気測定法の一一部改正）

については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」にあるのは、「検定所の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 電気測定法の一一部を次のように改正する。

第七条第一項中「電気計器ハ」の下に「主務大臣又ハ日本電気計器検定所ノ行フ」を加え、同条第二項中「及検定」を「検定及検定手数料」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ検定手数料ノ額ハ適正ナル原価ニ基キ之ヲ定ム

日本電気計器検定所ノ検定ニ關スル処分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ対シ行政不服審査法ノ定ムル所ニ依リ審査請求ヲ為スコトヲ得

（登録税法の一部改正）

第十五条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を「高圧ガス取締法」の下に「日本電気計器検定所法」を加える。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

十八 日本電気計器検定所が直接電気測定法（明治四十三年法律第二十六号）第七条第一項に規定する検定の用に供する不動産

第十三条 検定所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画に

第三条第一項第十号中「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を加える。

第十七条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一一部改正）

第五条第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を加える。

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

ス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を加える。

（地方税法の一一部改正）

第七十二条の五第一項第六号中の「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を加える。

法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

二十三 日本電気計器検定所が直接電気測定法（明治四十三年法律第二十六号）第七条第一項に規定する検定の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の二号を加える。

二十三 日本電気計器検定所が直接電気測定法第七条第一項に規定する検定の用に供する不動産

（所得税法の一一部改正）

第十六条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第十三条 検定所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画に

事業のうち次条第二項第二号に規定する空地に関する部分については、当該空地に関する工事（住宅地造成手する前に、事業計画及び工事施行者を定め、都道府県知事（指定都市の区域内において行なわれる住宅地造成事業については、指定都市の長。以下第二十条第二項を除き同じ。）の認可を受けなければならない。

（事業計画）

第五条 前条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画並びに公共施設の管理者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を定めなければならない。

事業計画においては、灾害を防止し、及び環境の整備を図るため必要な事項が、次の各号に掲げるところに従つて定められていなければならぬ。

一 道路、下水道その他の施設に關して都市計画が決定されてい る場合においては、その都市計画に適合していること。

第五条 前条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画並びに公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を定めなければならない。

二 道路、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が充分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む）が、次に掲げる事項を勘案して、災害の防止上及び通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されること。この場合において、施行地区内の主要な道路は、施行地区外の相当規模の道路に接続させなければならない。

イ 施行地区的規模、形状及び周辺の状況

ロ 施行地区内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 施行地区内に予定される建築物の敷地の規模及び配置

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、施行地区内の下水道法（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて施行地区及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。ただし、放流先の状況等により、やむを得ない場合又は相當と認められる場合には、施行地区内において一時雨水を貯留する道

イ 当該地域における降水量
ロ 前号イ及びロに掲げる事項
並びに放流先の状況

四 施行地区内の土地が地盤の軟弱な土地、がけくすれ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地である場合においては、地盤の改良、擁壁の設置等安全上支障がないよう必要な措置が講ぜられていること。

五 施行地区内の土地が宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地である場合においては、工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。

3 この法律に規定するもののはか、事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令（その建設省令で都道府県の規則に委任した事項に関するては、その規則を含む。）で定める。
(設計者の資格)

第六条 規制区域内において行なわれる住宅地造成事業に関する工事のうち建設省令（前条第三項の建設省令で都道府県の規則に委任した事項に関するては、その規則を含む。）で定めるものの設計図書（工事を実施するため必要な図面（現

(公共施設の管理者の同意等)及び仕様書をいう。は、建設省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならぬ。

第七条 第四条の認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画に關係がある公共施設の管理者及び施行地区となるべき土地の区域内の土地又はその土地にある工作物につき当該住宅地造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得、かつ、当該住宅地造成事業により設置される公共施設を管理することとなる者に協議しなければならない。

(認可の基準等)

第八条 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当しないと認める場合でなければ、第四条の認可をしてはならない。

一 事業計画の内容が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反しているとき。

二 施行地区内に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の災害危険区域、同法第四十八条第一項の工業地域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域その他の政令で定める住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地が含まれているとき。たゞ

地域の状況等により支障と認められる場合を除くことを遂行するため必要な資信用がないとき。

四 工事施行者に当該住宅事業に関する工事を完成し、必要な能力がないとき。

三 事業主に当該住宅地造成を行つたため必要な資信用がないとき。

四又は工
する場合
の場合は、
地造成
成するた
木の認可
止な施行
地造成
事によつ
機能を
生ずる
な条件を
の場合に
該認可を
該認可を
しなけれ
かいて、
は、その
ればな

(国及び地方公共団体の援助等)

第二十条 国及び地方公共団体は、

良好な住宅地の造成を促進するため、第四条の認可を受けた事業主に対し、必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。

農林大臣又は都道府県知事は、

施行地区内の農地又は採草放牧地を第四条の認可を受けた住宅地造

成事業の用に供するため農地法

(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定による許可を求められ

た場合においては、当該住宅地造成事業が促進されるよう配慮するものとする。

第三章 雜則

第二十一条 第四条又は第十条第一項の認可の申請をしようとする者には、十万円をこえない金額の範

圍内において政令で定める額の手

数料を都道府県に納めなければならぬ。

(適用の除外)

第二十二条 この法律の規定は、国又は都道府県(指定都市の区域内においては、指定都市を含む)の行なう住宅地造成事業、一団地の住宅経営に関する都市計画事業、新住宅市街地開発事業その他政令で定める事業については、適用しない。

第三章 第十七条第一項の規定による罰金に處する。一方以下の過料に處する。

第四章 罰則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起

して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

に改正する。

3 建築基準法(昭和二十二号の五の次に次

の一号を加える)。

4 宅地造成等規制法の一部改正

5 第二十五条 第十九条の規定による報告又は資料の提出を認められ

て、報告若しくは資料の提出をせ

ず、又は虚偽の報告若しくは資料

の提出をした事業主又は工事施行

者は、五万円以下の罰金に処す

る。

6 住宅地造成事業に

関する法律(昭和三十九年法律第七項中「第二十三号か

ら」を「第二十二号の六から」と改める)の施行に関する事務を管理すること。

7 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する前三条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科す。

8 建築基準法の一部を次のように改正する。

9 第四十二条第一項第二号中「又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)」を「土地区画整

理法(昭和二十九年法律第百十九号)又は住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百十九号)」に、同項第五号中「又は土地区画整理法」を「土地区画整理法」に、同項第五号中「又は土地区画整理法」を「土地区画整理法」に改める。

10 第二十七条 第十二条第一項又は第

十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万

円以下の過料に処する。

11 昭和三十九年六月十八日

提出者

野田 卵一 濑戸山三男

丹羽喬四郎 遠澤 寛

天野 光晴 稲村左近四郎

大倉 三郎 加藤 高藏

木部 佳昭 木村 武雄

正示啓次郎 中村 梅吉

(宅地造成等規制法の一部改正)

6 宅地造成等規制法の一部を次の

ように改正する。

7 第八条に次の二項を加える。

8 第二十五条の二項を加える。

9 第二十六条の二項を加える。

10 第二十七条の二項を加える。

11 第二十八条の二項を加える。

12 第二十九条の二項を加える。

13 第三十条の二項を加える。

14 第三十一条の二項を加える。

15 第三十二条の二項を加える。

16 第三十三条の二項を加える。

17 第三十四条の二項を加える。

18 第三十五条の二項を加える。

19 第三十六条の二項を加える。

20 第三十七条の二項を加える。

21 第三十八条の二項を加える。

22 第三十九条の二項を加える。

23 第四十条の二項を加える。

24 第四十一条の二項を加える。

25 第四十二条の二項を加える。

26 第四十三条の二項を加える。

27 第四十四条の二項を加える。

28 第四十五条の二項を加える。

29 第四十六条の二項を加える。

30 第四十七条の二項を加える。

31 第四十八条の二項を加える。

32 第四十九条の二項を加える。

33 第五十条の二項を加える。

34 第五十一条の二項を加える。

35 第五十二条の二項を加える。

36 第五十三条の二項を加える。

37 第五十四条の二項を加える。

服部 安司 廣瀬 正雄
福永 一臣 堀内 一雄
堀川 恒平 松澤 雄藏
山本 幸雄 渡辺 栄一
岡本 隆一 児玉 末男
山中日露史 井谷 正吉
金丸 德重 久保田鶴松
西宮 弘 原 茂
山崎 始男 吉田 賢一
玉置 一徳

賛成者

相川勝六外三百九十名

「土地をいう」を「土地をいい、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の用途地域内その他の土地で、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられているもの以外のものを含むものとする」に改め、同条第二号中「行う」を「行なう」に改め、同条第三号中「宅地建物取引業者」を「宅地建物取引業者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

〔第二章 登録〕「第二章 免許」

第三条から第十一条までを次のように改める。

〔免許〕

第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

「土地をいう」を「土地をいい、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の用途地域内その他の土地で、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられているもの以外のものを含むものとする」に改め、同条第二号中「行う」を「行なう」に改め、同条第三号中「宅地建物取引業者」を「宅地建物取引業者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

〔第二章 登録〕「第二章 免許」

第三条から第十一条までを次のように改める。

〔免許〕

第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の免許又は前項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

〔免許の基準〕

第四条 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、免許をしてはならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 第二十条第二項第二号から第五号までの規定により免許を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該免許

を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいいう。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないもの）を含む。

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

四 免許の申請前二年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をした者

五 営業に關し成年者と同一の能

力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までの一に該当する者のあるもの

七 事務所について第十二条の二に規定する要件を欠く者

八 建設大臣又は都道府県知事は、

九 免許をしない場合には、そ

の理由を附した書面をもつて、申

請者にその旨を通知しなければならぬ。

〔免許証の交付〕

第五条 建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

〔免許証の交付〕

第六条 宅地建物取引業者が第三条第一項の免許を受けた後次の各号

一 免許証番号及び免許の年月日

二 商号又は名称

三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所

四 法人である場合においては、

その役員の氏名及び住所

五 事務所の所在の場所

六 第十二条の二第一項に規定す

る取引主任者の氏名及び住所

一 建設大臣の免許を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたと

ける事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき。

二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき。

三 建設大臣又は都道府県知事は、

四 免許をしない場合には、そ

の理由を附した書面をもつて、申

請者にその旨を通知しなければならぬ。

〔宅地建物取引業者名簿等の開覽〕

第七条 建設省及び都道府県に、それを宅地建物取引業者名簿を備える。

二 建設大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、その免許を受けた宅地建物取引業者に関する次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。

三 免許証番号及び免許の年月日

四 商号又は名称

五 個人である場合においては、その者の氏名及び住所

六 商号である場合においては、

その役員の氏名及び住所

七 事務所の所在の場所

八 第十二条の二第一項に規定す

る取引主任者の氏名及び住所

九 同条第一項本文の場合におい

ては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名）

七 その他建設省令で定める事項（変更の届出）

第八条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第九条 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第十条 宅地建物取引業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一一 一 宅地建物取引業者が死亡した場合 その相続人

一二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

て同項の規定により建設大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る從前の建設大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

れる場合に、事業の施行について災害の防止及び環境の整備のための必要な規制を行ない、道路、排水施設等の公共施設を整備した良好な住宅地を確保し、もって公共の福祉増進に寄与することを目的とするもので、主たる内容は次のとおりであります。

第一に、建設大臣は、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の都市計画区域内の土地の区域を、関係都道府県の申し出に基づき、都市計画審議会の意見を聞いて住宅地造成事業規制区域として指定することができるとしたことであります。

第二に、規制区域内において政令で定める規模以上の一团の土地については、事業計画を定めて都道府県知事の認可を受けなければならないこととし、第三に、事業主は、認可を受けた施設の全部の工事を完了した場合は、都道府県知事に届け出なければならぬこととし、知らないこととし、知事は、検査の上、適正な場合は、事業主に検査済証を交付し、当該施行地区について工事の完了公告を行ない、その公告があつた後でなければ、工事用の仮設建築物または都道府県知事の承認を得た場合を除き建築物の建築をしてはならないものとしました。

官 報 (号外)

第一に、宅地建物取引業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案のとおりであります。

本案は、参議院先議のため、去る四月十三日本委員会に予備付託され、五月二十五日に正式に付託されたもので、その間、慎重に審議いたしました。ありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、六月二十五日、本案に対す

る質疑を終了し、討論を省略し、直ちに採決の結果、全会一致をもつて委議院付案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、その事務所ごとに帳簿を備え、また、建設省令で定める標識を業務を行なう場所等に掲げなければならないものとしたこと

であります。

第五に、宅地建物取引業者は、宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができるものとしたこととあります。

本案は、六月十九日本委員会に付託され、同月二十五日提案理由の説明を聽取、討論を省略、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決

する者は、建設大臣または都道府県知

第四に、国及び地方公共団体は、認可を受けた事業主に対し、必要な技術上の助言または資金上その他の援助につとめるものとし、農林大臣または都道府県知事は、施行地区内の農地または採放牧地の転用の許可については、住宅地造成事業が促進されるよう配慮するものとした 것입니다。

本案は、参議院先議のため、去る四月十三日本委員会に予備付託され、五月二十五日に正式に付託されたもので、その間、慎重に審議いたしました。

第一に、宅地建物取引員試験を宅地

事の免許を受けなければならないものとしたことがあります。

第二に、宅地建物取引員試験を宅地

試験資格を高等学校卒業程度に引き上げることとともに、従前の試験合格者を宅地

建物取引員と略称することを廃止するものとしたことがあります。

第三に、営業保証金の供託限度額三

十万円を撤廃するものとしたことであ

ります。

第四に、宅地建物取引業者は、建設

省令の定めるところにより、その事務

所ごとに帳簿を備え、また、建設省令

で定める標識を業務を行なう場所等に

掲げなければならないものとしたこと

であります。

第五に、宅地建物取引業者は、宅地

建物取引業協会及び宅地建物取引業協

会連合会と称する民法第三十四条の規

定による法人を設立することができる

ものとしたこととあります。

本案は、六月十九日本委員会に付託

され、同月二十五日提案理由の説明を

聽取、討論を省略、直ちに採決の結

果、全会一致をもつて原案のとおり可

決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決

する者は、建設大臣または都道府県知

事の融通を認めることとします。

第三に、被害農林漁業者等に対する資

金の融通に関する暫定措置法の

適用の特例に関する法律案(内閣提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

右、国会に提出する。
昭和三十九年六月二十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十九年四月から五月上旬まで

の長雨等についての天災によ

る被害農林漁業者等に対する資

金の融通に関する暫定措置法の

適用の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十九年

四月から五月上旬までの長雨及び

当該期間内における長期にわたる

高温(以下「長雨等」という。)によ

る米等の農作物の被害が広範かつ

大規模であつて、その国民経済及

び民生に及ぼす影響が著しいこと

にかんがみ、これに対処する措置

として、天災による被害農林漁業

者等に対する資金の融通に関する

暫定措置法(昭和三十一年法律第百

三十六号。以下「法」という。)の適

用の特例について規定するものと

する。

第二条 長雨等が法第二条第一項の

規定により同項の天災として指定

するに賛成の諸君の起立を求めま

り決するに賛成の諸君の起立を求めま

としたことあります。

被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

としたことあります。

被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

としました。

被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

二、酒税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第三〇号)	六、社会教育に関する件
三、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第三一號)	七、体育に関する件
四、入場税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第三二号)	八、学術研究及び宗教に関する件
五、国の会計に関する件	九、国際文化交流に関する件
六、税制に関する件	一〇、文化財保護に関する件
七、関税に関する件	一一、気象に関する件
八、金融に関する件	一二、港湾に関する件
九、証券取引に関する件	一三、海上保安に関する件
一〇、外国為替に関する件	一四、観光に関する件
一一、国有財産に関する件	一五、農林水産委員会
一二、専業事業に関する件	一六、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出、衆法第三四号)
一三、印刷事業に関する件	一七、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(小平忠君外一名提出、衆法第五〇号)
一四、造船事業に関する件	一八、公衆電気通信法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、衆法第六号)
文教委員会	一九、日本国有鉄道の経営に関する件
一、学校整備員の設置に関する法律案(三木喜夫君外八名提出、衆法第二二号)	二〇、昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
二、学校給食法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外二十名提出、衆法第三三号)	二一、郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出、衆法第三五号)
三、学校給食法の一部を改正する法律案(小平忠君外一名提出、衆法第三七号)	二二、公衆電信電話公社法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、衆法第七号)
四、文教行政の基本施策に関する件	二三、昭和三十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
五、海運に関する件	二四、昭和三十七年度物品増減及び現在額総計算書
六、航空に関する件	二五、政府関係機関の経理に関する件
七、建築に関する件	二六、国土計画に関する件
八、建設行政の基本施策に関する件	二七、電波監理及び放送に関する件
九、予算委員会	二八、公団が資本金の三分の一以上を出資している法人の会計に関する件
一〇、議長よりの諸問事項	二九、公団又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一一、その他議院運営委員会の所管に関する事項	○副議長(田中伊三次君) 各委員会において申し出のとおり開会中審査するに御異議ありませんか。
一二、出席國務大臣	○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
一三、文部大臣	午後四時十九分散会
一四、厚生大臣	
一五、小林武治君	
一六、通商産業大臣	
一七、福田一君	

出席政府委員	労働大臣 大橋 武夫君
建設大臣	河野 一郎君
自治大臣	赤澤 正道君
国務大臣	福田 篤泰君
農林政務次官	天埜 良吉君
大蔵政務次官	丹羽 兵助君
運輸政務次官	田邊 國男君

○朗読を省略した議長の報告	議会委員に本院議員芳賀貢君、同本名武君及び参議院議員堀本宜実君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。
(要求書受領)	一、二十四日、内閣から、公安審査委員会委員に櫻田武君を任命した。こので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、二十四日、内閣から、文化財保護委員会委員に河竹繁俊君を任命し、こので、文化財保護法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	一、二十四日、内閣において、次の通り特別委員の辞任を許可した。 ・久保田 豊君 田口 誠治君 (特別委員補欠選任)
一、二十四日、内閣から、文化財保護委員会委員に河竹繁俊君を任命し、こので、文化財保護法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	一、二十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 ・石田 宿全君 松井 誠君 (議案提出)
一、二十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。山村振興法案	一、二十四日、議員から提出した議案は次の通りである。河川法案

一、二十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。河川法案	一、二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 (關谷勝利君外五名提出)
一、二十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。河川法案	一、二十四日、内閣において、次の通り特別委員の辞任を許可した。 ・久保田 豊君 田口 誠治君 (特別委員補欠選任)

二、議案の可決理由	2 右資産の評価の規定に対する例外として、保険会社の所有する取引所の相場のある株式の評価については、相互会社、株式会社ともに、主務大臣の認可を受け、かつ、評価換算により計算上する利益を契約者のための準備金に積み立てる場合に限り、時価までの評価益を計上することができるものとする。

一、議案の要旨及び目的	〔別紙〕 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
一、議案の要旨及び目的	一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨及び目的	一 戰傷病者、戦没者遺族等に対しこそは、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未歸還者留守家族等援護法、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、さらに昨年制定された戦傷病者特別援護法等により各般の援護措置が講ぜられており、今般さらに援護措置の改善をはかるとするものである。
一、議案の要旨及び目的	一 戰傷病者、戦没者遺族等に対しこそは、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未歸還者留守家族等援護法、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、さらに昨年制定された戦傷病者特別援護法等により各般の援護措置が講ぜられており、今般さらに援護措置の改善をはかるとするものである。
一、議案の要旨及び目的	一 戰傷病者、戦没者遺族等に対しこそは、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未歸還者留守家族等援護法、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、さらに昨年制定された戦傷病者特別援護法等により各般の援護措置が講ぜられており、今般さらに援護措置の改善をはかるとするものである。

(一) 戰傷病者戰沒者遺族等援護法

- (1) 大東亜戦争中の戦地勤務において、故意又は重過失以外の事由により負傷し、又は疾病にかかり、第六項症以上の障害を有する軍人軍属に対し、障害年金を支給すること。

(2) 大東亜戦争中の戦地勤務において、故意又は重過失以外の事由により負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した軍属の遺族に對し、遺族年金を支給すること。

(3) 日華事変中の事変地勤務において、故意又は重過失以外の事由により負傷し、又は疾病にかかり、第六項症以上の障害を有する軍人軍属に対し、障害年金を支給すること。

(4) 日華事変中の事変地勤務において、故意又は重過失以外の事由により負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した軍人軍属の遺族に対し、遺族年金を支給すること。

なお、日華事変中に係る

の妻、別戸籍の父母及び祖父母、孫等に遺族年金等を支給すること。

二 議案の可決理由

- 前記障害年金及び遺族年金の額は現行の障害年金及び遺族年金の額の十分の六とすること。

未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項
未帰還者の死亡の事実が判明するに至った場合において、そ

軍人軍属についての公務傷病の範囲を拡大し、死亡について公務性の立証が困難な軍人軍属の遺族に対し、遺族一時金を支給する等、職傷病者及び戦没者遺族の待遇の改善をはかることは、時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第で

四 旧軍人等の遺族に対する恩給

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算
（厚生省所管）に一億三千五百四十
一万二千円が計上されている。

昭和三十九年六月十九日

社会労働委員長 田口長治郎

別紙

○一都立改正する法律案二件十
戦傷病者戦没者遺族等援護法等

附帶決議

する遺族年金及び障害年金の額につ

いて、大東亜戦争中の同種のものと

ପାତ୍ରବିନ୍ଦୁ

が抗重複競争戦略について概説

べきである。

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可